

「社一」選択式 数字対策



社会保険労務士
小林 勇
(山川社労士予備校)

「社会保険に関する一般常識」の選択式問題では、期間や割合、年齢などの「数字」がよく問われます。各法令の出題傾向に合わせた演習問題で「社一」選択式問題への対応力を強化！ 特に重要な問題には☆を付けていますので、確実に押さえておきましょう！

国民健康保険法

【問A】 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、被保険者証及び被保険者資格証明書の有効期間を定めることができる。この場合において、国民健康保険法の規定による保険料を滞納している世帯主（市町村が被保険者証の返還を求めるものとされる者を除く。）及びその世帯に属する被保険者、国民年金法の規定による保険料を滞納している世帯主（同法第88条第2項の規定により保険料を納付する義務を負う者を含み、厚生労働大臣が厚生労働省令で定める要件に該当するものと認め、その旨を市町村に通知した者に限る。）及びその世帯に属する被保険者その他厚生労働省令で定める者の被保険者証については、特別の有効期間を定めることができる。ただし、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が属する世帯に属する被保険者の被保険者証について 未満の特別の有効期間を定める場合においては、当該者に係る被保険者証の特別の有効期間は、 以上としなければならない。

－ 選択肢 －

- | | | | |
|-------|------|---------|------|
| ① 6か月 | ② 1年 | ③ 1年6か月 | ④ 2年 |
|-------|------|---------|------|

【問B ☆】 市町村及び国民健康保険組合は、保険給付を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。市町村及び国民健康保険組合は、 が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の

全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。

－ 選択肢 －

- | | | | |
|--------|-------|------------|-------|
| ① 6 か月 | ② 1 年 | ③ 1 年 6 か月 | ④ 3 年 |
|--------|-------|------------|-------|

【問C】 国は、都道府県等が行う国民健康保険の財政の安定化を図るため、政令で定めるところにより、都道府県に対し、当該都道府県内の市町村による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用並びに当該都道府県による前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用について、次の各号に掲げる額の合算額の **C** を負担する。

- (1) 被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額から第72条の3第1項の規定による繰入金及び第72条の4第1項の規定による繰入金の合算額の2分の1に相当する額を控除した額
- (2) 前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）

－ 選択肢 －

- | | | | |
|-----------|-----------|--------------|--------------|
| ① 100分の32 | ② 100分の76 | ③ 1,000分の130 | ④ 1,000分の164 |
|-----------|-----------|--------------|--------------|

【問D】 保険料その他国民健康保険法の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、これらを行行使することができる時から **D** を経過したときは、時効によって消滅する。

－ 選択肢 －

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| ① 1 年 | ② 2 年 | ③ 3 年 | ④ 5 年 |
|-------|-------|-------|-------|

介護保険法

【問A】 介護保険法において「要介護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 要介護状態にある **A** 以上の者
- (2) 要介護状態にある40歳以上 **A** 未満の者であって、その要介護状態の原因である身体上又は精神上的の障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定めるものによって生じたものであるもの

－ 選択肢 －

- | | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| ① 60 歳 | ② 65 歳 | ③ 70 歳 | ④ 75 歳 |
|--------|--------|--------|--------|